

千葉市職員措置請求（18千監第131号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成19年1月22日

3 請求内容

- ア 職員互助会との間のすべての協定および契約等を破棄するとともに、真に福利厚生施設として必要な部分について使用許可を行うこと
- イ 過去5年間に不当に支払った賃料を職員互助会に請求すること
- ウ 過去5年間に職員労働組合が職員互助会に支払った使用料を職員互助会に請求すること
- エ 市が不当に支払い、また徴収を怠った過去5年内の光熱水費等について、合理的な方法で算出し、職員互助会および互助会委託業者に返還を請求すること

4 監査の結果

本件監査請求受付日においては請求人の求める協定書等の破棄及び互助会等への請求は行われていなかったものの、監査請求後である平成19年2月28日に市及び互助会は、協定書及び協議書を解除し、賃貸借契約書の無効を確認し、及び監査請求で求めている内容を上回る請求内容で合意した。さらに、同年3月1日に市は、互助会等に対し規則に基づき使用許可を行ったことから、請求人の求める措置は既に講じられていることが認められた。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。